

実務対応報告公開草案第 51 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」に対する意見

平成 29 年 2 月 28 日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第 51 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1

終了する事業年度について、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれも認めることを、当面の取扱いとして提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

1. 利回りの下限としてゼロを利用する方法(以下「ゼロ止め」という。)とマイナスの利回りをそのまま利用する方法(以下「マイナス利回り」という。)のいずれが認められるべきかについて継続して検討を行い、できる限り速やかに結論を導くべきである。
2. ゼロ止めとマイナス利回りのいずれかの方法を認めるのは、これから方法を決定する企業に限定し、既にいずれかの方法を採用している企業に対しては、既存の方法の継続適用を求めるべきである。

(理由)

1. 貴委員会は会計基準の開発をその審議事項としていることから(企業会計基準委員会等運営規則第 2 条) ゼロ止めとマイナス利回りのいずれの会計処理が妥当か、又はいずれも妥当とする場合はその判断基準は何かなどを本来明確にするべきである。

しかし本公開草案では、様々な論点があることを指摘するにとどまり、国際的な動向も明確でないこと等を理由に、当面の取扱いとしていずれも認めるという提案となっている。こうした提案が本来求められているものではないことは、「いずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて、引き続き検討を行う」(本公開草案第 16 項)とされていることから、認識されているものと考えられる。

したがって、本公開草案で掲記されている論点や割引率が具備すべき要件など本質的な論点について継続して検討を行い、できる限り速やかに結論を導いていただきたい。

2. マイナス金利政策は平成 28 年 2 月から適用されており、平成 28 年 3 月期決算においてマイナス利回りは既に見受けられていた。これに関連して、貴委員会は平成 28 年 3 月に議事概要を公表し、ゼロ止めとマイナス利回りのいずれも認められるといった議論を示しており、既に多くの企業が当該議事概要を参考にゼロ止め又はマイナス利回りのいずれかの方法を平成 28 年 3 月期決算以降用いている。

本公開草案においていずれの方法も認められるとしたことについては、既存の実務への配慮等のため、当面の取扱いとしては合理的な結論と考えられる。しかし、現時点におけるマイナス金利を取り巻く情勢や既に多くの企業でいずれかの方法が採用されていることに照らせば、当面の取扱いとしては「既存の方法をそのまま認める」ことで十分であり、本公開草案によって既存の方法からの変更を認める必要はないと考える。選択に当たって考慮すべき点や当該方法が会計方針か否かについて本公開草案では明確にされていないことから、方法の変更を認めることはかえって実務を混乱させかねないことを懸念する。また、今回変更を行ったものの、将来的に議論が進展し、再度元に戻す必要が生じた場合は、頻繁な処理方法の変更につながりかねず、これは財務諸表作成者・利用者双方にとって望ましいことではないと考えられる。さらに、議事概要公表時から情勢は大きく変わっていないため、本公開草案では議事概要の内容が基本的に踏襲されていることや、いずれの方法を採用するかによる影響も乏しいことを考えると、既存の方法の継続適用が合理的である。

したがって、新たに方針を決定する必要がある企業についてはいずれも認められるとし、既にいずれかの方法を採用している企業については既存の方法の継続適用を求めるべきと考える。

質問 2

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】

適用時期に関し、「平成 30 年 3 月 30 日に終了する事業年度まで」とすることが現実的か否かについて、十分に検討するべきである。

(理由)

質問 1 への意見で述べたとおり、本公開草案では当面の取扱いとして、ゼロ止めとマイナス利回りのいずれの方法も認めていることから、継続検討は必須であり、その点は本公開草案第 16 項にも明記されている。

一方、同項では「進捗状況によっては、(中略)平成 30 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度も継続することを検討する」とも述べられており、検討には相応の時間を要する可能性も貴委員会は想定しているものと推察する。結果として、今回の当面の取扱いの適用の終了時期が非常に曖昧な状態となっている。

実務対応報告という規範性を持った方針を示す以上、このように実際に適用される期間が不透明な状況は実務を不安定にさせかねない。このため、本公開草案の取扱いが適用される期間の終了時期を、現実的な検討期間を反映して設定するなど、財務諸表作成者・利用者双方にとって本公開草案の取扱いの適用が実際に終了する時期に対する予見可能性を高めることが必要と考えられる。

そのためにも、現在想定している適用時期の実現性について、十分な検討をお願いしたい。

以上